



栃木県公報

平成29年
5月23日(火)
第2886号

目次

告示

○予定保安林	425
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	427
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	427
○土地改良区定款変更の認可	428
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	428

公告

○公共測量の実施	428
○同	429

企業局

○栃木県企業局処務規程の一部改正	429
------------------	-----

告示

栃木県告示第248号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 5月23日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩谷郡塩谷町大字上寺島1460から1462まで、1545、1573-1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市新里町甲1194、1196、字鞍掛1193、1195
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新里町甲1194・字鞍掛1193（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

- 1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡益子町大字山本字北峰1264-8、1264-9

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅳ

- 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字飯岡字草倉坂1456-2

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅴ

- 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字上寺島字火打石窪536、字長峯1016-1、字ウバガ懐1085から1088まで、字上川久保1078

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第249号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月23日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
越井クリニック	塩谷郡高根沢町光陽台4-2-12	越井 健司	平成27年1月1日
在宅ほすびす	塩谷郡高根沢町宝積寺1105-3花舎L棟	渡辺 邦彦	平成29年4月10日
医療法人清水整形外科クリニック	佐野市田沼町894-1	医療法人清水整形外科クリニック	平成29年4月12日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
かみや薬局	佐野市堀米町1723-4	株式会社かみや薬局	平成29年3月15日
あきやま薬局	佐野市堀米町3966-1	株式会社フォルマン	平成29年3月18日
日本調剤佐野薬局	佐野市堀米町1664番地1階	日本調剤株式会社	平成29年3月22日
わかば薬局壬生店	下都賀郡壬生町大師町38-3	株式会社エフアンドエフ	平成29年4月17日
オリーブ薬局堀米店	佐野市堀米町3972-12	株式会社エフアンドエフ	平成29年4月17日

3 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
なすの訪問看護ステーション	那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1	One-or-Eight合同会社	平成29年4月1日

栃木県告示第250号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月23日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
在宅ほすびす	塩谷郡高根沢町宝積寺1105-3花舎L棟	渡辺 邦彦	平成29年4月10日

医療法人社団育生会南が丘整形外科ペインクリニック	宇都宮市西川田町470-6	医療法人社団育生会	平成29年 4月14日
--------------------------	---------------	-----------	-------------

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
中央薬局菊水店	宇都宮市菊水町13-8	株式会社マユファーマシー	平成29年 4月 1日
アルファーム薬局鶴田店	宇都宮市鶴田町3058-14	株式会社アルファーム	平成29年 4月13日
くらしげ調剤薬局	鹿沼市西茂呂 2-10-16	有限会社クラシゲ	平成29年 4月17日
わかば薬局壬生店	下都賀郡壬生町大師町38-3	株式会社エフアンドエフ	平成29年 4月17日
オリーブ薬局堀米店	佐野市堀米町3972-12	株式会社エフアンドエフ	平成29年 4月17日

(健康増進課)

栃木県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 5月23日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
塩 山 土 地 改 良 区	平成29年 5月10日

栃木県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年 5月23日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	地 域 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営中山間茂木南部（青梅）地区土地改良（区画整理）事業	茂木南部（青梅）地区	平成29年 5月24日から 同年 6月20日まで	平成29年 7月 5日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須塩原市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5 月23日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業地域
那須塩原市の一部
- 3 作業期間
平成29年 5 月 8 日から同年10月30日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構思川開発建設所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5 月23日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（2級、3級及び4級基準点測量）
- 2 作業地域
鹿沼市上南摩町地内
- 3 作業期間
平成29年 5 月17日から同年10月26日まで

（監理課）

企 業 局

栃木県公営企業訓令第3号

本 庁
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月二十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第4号）の一部を次のように改正する。
別表第一「本庁関係共通事項」の表十一の項に次の一号を加える。

6 非常勤職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認			○				
----------------------------	--	--	---	--	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（経営企画課）